

「災害復旧ローン」の取り扱い商品の追加について

このたびの平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。幡多信用金庫(理事長 松田 基)では、今回の災害により被災された皆様の生活再建をご支援いたしたく、各種災害復旧ローンの取り扱いを平成30年7月11日から開始させていただいておりますが、今般、中小企業・事業者さま向けの商品を追加いたしましたので、各店舗までご遠慮なくご相談願います。

被災された皆様の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

記

取扱期間 平成30年7月12日から平成30年12月31日まで

・ 県制度災害対策特別支援融資制度(災害対策特別融資～保証料不要)

<貸付対象者>

県内において指定事業を営む中小企業者で、平成30年7月豪雨により被災され、災害救助法の指定を受けた地域(安芸市、香南市、宿毛市、土佐清水市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村)内に有する事業用資産に直接被害を受け、当該市町村の罹災証明を受けた方。

※今後、激甚災害の指定を受けることなどにより、地域を追加する場合があります。

<資金用途>

事業資金

<貸付限度額>

8,000万円

<貸付利率>

1.00%(変動)以上 1.97%(変動)以内

<担保・保証人>

保証協会の定めるところによる。

